

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



今月は遺言書の相談だよ。遺言書は「公正証書の方が絶対イイ」って聞くけど、費用が…。自分で作れば費用もかからないけど、全部自書するのはしんどいし、どこに保管しておけばいいか…。もう少し便利になれば、遺言書を利用するのになぁ～。

Q 私には3人の子どもがいます。3人ともかわいい子どもなので、できれば私の財産を平等に分けてあげたいと思っています。そこで、手軽に作れるという自筆証書遺言を書きたいと思っています。ただ、預貯金の口座番号や土地の地番などをすべて間違いのないように自書するのは大変です。また、せっかく書いても、紛失したり、間違っ捨てられたりしてしまうのではないかと不安もあります。遺言に関して法律が改正されたと聞いたのですが、いつからどのように変わるのでしょうか？

A 従来の自筆証書遺言は全文を自書することが要件のひとつでしたが、平成31年1月13日から、財産目録についてはパソコン等で作成することができるようになりました。また、通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等でも代用することもできるので、遺言書作成の負担が軽減されました。さらに、令和2年7月からは、法務局による遺言書の保管制度が始まり、紛失や変造を防ぐことができるようになります。

<解説>

1 自筆証書遺言とは

「自筆証書遺言」は遺言の方式のひとつです。費用もかからず、紙とペンさえあればその場で書くことができるため、公証人役場で作成する「公正証書遺言」と比べ、手軽に遺言書を作ることができます。しかし、従来の自筆証書遺言は全文、日付、氏名をすべて自書しなければならなかったため、特に預貯金や不動産等の財産が多数の場合には、作成に相当の労力を要するなどのデメリットもありました。

2 自筆証書遺言の方式の緩和

前述のデメリットを軽減するため、法改正によって平成31年1月13日から自筆証書遺言の方式が緩和され、預貯金、不動産等の相続財産の目録についてはパソコン等による作成が認められるようになりました。また、通帳の写しや不動産の登記事項証明書等を添付して財産目録の代わりとすることもできるため、番号等の記載ミスの危険性も少なく、遺言の内容の変更も容易になったといわれています。

一方、自筆証書遺言の作成のハードルが下がったことから、遺言書変造の危険性が高まることが考えられます。そこで、自書によらない財産目録には、すべてのページに遺言者の署名押印をすることが要件とされました。

せっかく遺言書を作っても、内容が間違っていたら大変だね！



間違いやすい不動産や預貯金の番号を書かなくていいのは安心！

なお、財産目録以外の部分については、従来どおり全て自書する必要がありますので、注意が必要です。

3 法務局における遺言書の保管制度

自筆証書遺言は、誰にも知られることなく作成することが可能なため、本当に本人が作成したものであるかが争われたり、そもそも相続人が遺言書の存在に気づかなかつたりするというリスクがありました。

そこで、法改正により、令和2年7月から法務局において遺言書をデータとして保管する制度がスタートすることになりました。これにより、遺言書の紛失や変造を防止することができます。また、法務局で保管されていた遺言書については家庭裁判所による検認手続きが不要とされているため、遺言者が亡くなった後、直ちに不動産の名義変更や預貯金解約等の手続きをすることができますようになります。

4 まとめ

今回の法改正により、自筆証書遺言は、より安全に、より利用しやすくなると考えられます。しかし、厳格な方式を求められていることに変わりはありません。ご自身の意思を正確に余すところなく遺言に反映させるため、お近くの司法書士に相談しながら作成することをおすすめします。

遺言書の保管の申請や撤回は、遺言者本人しかできないよ！だから変造を防止できるんだね！



「相続」といえば司法書士だね！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ○相続した不動産の名義を変更したい | ○敷金・賃料トラブルで困ってる |
| ○借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない | ○相続問題はもうしたらいいのかわからない |
| ○親族が認知症で困っている | ○お金のトラブルで困っている |
| ○新しく会社を設立したい |など |

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は
 - 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …（月）～（金）14時～17時
 - 〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター…毎週（木）14時～17時
 - 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎週（火）14時～17時
 - 〈下田会場〉 下田商工会議所 …毎月第3（金）13時～16時
 - 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月第1（水）13時～16時
 - 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月第1（水）13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。